

令01原機(サ保)043
令和元年11月12日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 児玉 敏雄



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所

核燃料物質使用施設保安規定の

変更認可申請の補正について

令和元年9月18日付け令01原機(サ保)033をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請を、別紙のとおり補正いたします。

1. 補正の内容

令和元年9月18日付け令01原機(サ保)033をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請を以下のとおり一部補正する。

該当箇所	補正前	補正後
別紙	<p>核燃料物質使用施設保安規定の変更 変更の内容及び理由</p> <p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設保安規定の主な変更の内容及び、理由は、以下のとおりである。 なお、変更の詳細は別添に示す。</p> <p>1. 変更の内容 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>第二プルトニウム廃棄物処理開発施設</u>について、3階の予備室を保管室とすることに伴い、第I-2-(27)図を変更する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2. 変更の理由 (略)</p> <p>3. 施行期日 (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>核燃料物質使用施設保安規定の変更 変更の内容及び理由</p> <p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設保安規定の主な変更の内容及び、理由は、以下のとおりである。 なお、変更の詳細は別添に示す。</p> <p>1. 変更の内容 (1)～(2) (補正なし)</p> <p>(3) <u>第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設</u>について、3階の予備室を保管室とすることに伴い、第I-2-(27)図を変更する。</p> <p>(4) (補正なし)</p> <p>2. 変更の理由 (補正なし)</p> <p>3. 施行期日 (補正なし)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

該当箇所	補正前 (変更後)	補正後
別添	(略)	(補正なし)

2. 補正の理由

施設名の記載に誤りがあったため